

## 信託契約の概要

|           |                                                                    |
|-----------|--------------------------------------------------------------------|
| 商品名       | 結婚・子育て支援信託(合同運用指定金銭信託)                                             |
| ご利用者      | 贈与する方は贈与を受ける方の直系尊属(祖父母さまなど)になります                                   |
| 信託目的      | 租税特別措置法に規定する結婚・子育て資金管理契約として、資金を管理すること                              |
| しくみ       | 租税特別措置法「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応します                           |
| 預入金額      | 5,000 円以上(1 円単位) 最高 1,000 万円(累計)                                   |
| 収益金       | 毎年 3 月、9 月の 26 日に指定口座へ入金します<br>毎年 3 月、9 月の 26 日に店頭に表示する予定配当率に見直します |
| 払戻・解約     | 税制に定める結婚・子育て資金に充当する目的で払戻しできます(結婚費用は 300 万円以内)<br>目的外の払戻・解約はできません   |
| 信託報酬      | 管理報酬：不要<br>運用報酬：金銭信託の運用収益から予定配当額等を差引いた金額                           |
| 預金保険・元本保証 | 預金保険の対象、元本は当社が保証します                                                |
| 指定紛争解決機関  | 一般社団法人信託協会<br>【連絡先】信託相談所 電話番号 0120-817335 または 03-6206-3988         |